

○神奈川県消費生活条例第 10 条に規定する事業者が遵守すべき表示基準の一部改正の概要

1 改正の趣旨

国が進めている合理的でシンプルかつわかりやすい食品表示制度に向けた食品表示の見直しの中で、令和 7 年 3 月 28 日に、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）が改正され、調理冷凍食品についての食品表示に関する個別表示ルールが、令和 8 年 4 月 1 日より廃止されることになった。これを踏まえ、「神奈川県消費生活条例第 10 条に規定する事業者が遵守すべき表示基準（昭和 56 年神奈川県告示第 53 号）」の取扱いを検討し、調理冷凍食品の規定を見直すこととしたため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

表調理冷凍食品の項を削る。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

4 経過措置

設けない。